

2003 年 11 月 12 日

JICA 環境社会配慮ガイドライン構成案へのコメント

FoE Japan 松本郁子

- 「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言（以下、提言）」からの修正点について

*以下、提言（『』内）の項目を元にコメントを作成した。「JICA 環境社会配慮改定委員会提言とガイドライン案の構成」を参照しながら、見ていただきたい。

全体：

- ・ 下記に示すいくつかの点において、提言が弱められているように取れる部分がある。提言から JICA 案への変更点については、明確にその理由を示していただきたい。
- ・ 重複部分についての詳細なまとめの作業をされたことに敬意を表したい。ただ、JICA の新しい環境社会配慮の考え方について、多くのステークホルダーに理解を促すためには、基本的な考え方を各々の項目に振り分けてしまうよりも、基本的な考え方として前段に残しておいたほうが、全体としての方針がわかりやすく、理解を得やすいのではないか。
- ・ また、ガイドラインの補足説明にあたる部分についても、委員会での議論の内容について正確にステークホルダーや JICA スタッフに伝えていくためにも、削除してしまうよりも残したほうがよいのではないか。私は JBIC の新しいガイドライン策定にかかわってきたが、そのプロセスに関わった JBIC スタッフはほとんど異動してしまっている。現在、その実施にあたってガイドラインの文言をどう読むかについて、いくつかの点においてすでに議論がある。このことから考えると、できるだけ基本的なガイドラインの考え方の整理については丁寧な説明を残しておいたほうが、委員会での議論が正確にガイドラインに反映されるのではないかと考える。
- ・ 環境社会配慮支援・確認の手続について、全体の流れがわかるチャートをガイドラインにあわせて作成したほうが、ステークホルダーの理解を得やすいのではないか。

Ⅰ 基本的事項

1. 環境社会配慮の理念

- ・ 提言にもあるように「JICA の目指す環境社会配慮の価値規範について共通の理解を得る」うえで、少なくとも提言にある下記のポイントは残すべき。

『開発援助における技術協力を担う JICA が…、本件「環境社会配慮ガイドライン」は策定されたものである。』（提言 24 頁 19 行目から-25 頁 2 行目まで）

2. JICAの環境社会配慮の基本方針

- ・内容的に本文と重なる箇所があるが、新しいガイドラインにおける重要事項を明確にするために簡略化せず、残しておく必要がある。
- ・特に『JICAは、相手国政府の開発目的に資する協力事業の対象プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。』（26頁7-10行目）という基本方針は非常に重要な考え方であり、この記述は残すべき。
- ・さらに、協力事業実施にあたっての『JICAの意思決定』を外務省の意思決定と区別し、JICAの責任を明確にしようという考えのもと、『JICAは、…意思決定を行う』との項目を基本方針の中に入れている。この考え方は、手続や外務省の提言の部分とも関連する箇所であり、きちんと残すべきである。
- ・また、（重要事項7：内部の実施体制）もガイドラインの実施を確実なものにしていく上で非常に重要な項目であり、JICA案の「1.15 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保（8頁）」での簡易な記述だけでなく、『JICAは、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める』（26頁16-17行目）の記述を何らかの形で残すべき。

4. 定義

- ・『意思決定』についての定義も上記の理由により、記述を残すべき。

II 基本的手続

1. 協力事業に環境社会配慮上も止められる重要な事項等

（2）現地環境影響評価文書の情報公開

提言で『現地環境影響評価文書は、…要求される』（29頁2-4行目）となっているが、JICA案では、「1.6 相手国政府に求める要件」において『現地環境影響評価文書は、…望ましい』と表現が弱まっている。

2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み

（1）環境社会配慮の責任主体

- ・提言における『対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICAは本ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する。』の記述が「1.4 JICAの責務」において削除され、『プロジェクト』へのJICAの責任（環境配慮の支援・確認）が不明確になってしまっている。

(4) 環境社会配慮確認の要点

- ・ 提言における『なお、環境社会配慮確認においては、JICAは対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。』（31頁15-17行目）の記述が、JICA案の「1.12 参照する法令と基準」において削除されている。ガバナンスについての記述を残すべき。

(5) 環境社会配慮にあたり勘案すべき事項

- ・ 提言における『例えば、人々が自由な意見を表明することが困難な国・地域では、ステークホルダーの安全のため、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICA側が確保することなどが考えられる。』の記述は、JICA案「1.13 配慮事項」において削除されている。具体的に何をすればいいのか、との指摘に答えて追加された事項。残したほうがステークホルダーの理解を得やすいのでは。

(6) 審査諮問機関の設置と活用

- ・ 提言では、『審査諮問機関は、カテゴリA及びB案件について、要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮面での助言を行う』ことを提言しているが、JICA案（1.10 審査諮問機関への諮問）では『カテゴリA案件について、環境社会配慮の内容を審査諮問機関に諮問する。カテゴリB案件については、必要と判断するものについて諮問する。』というふうに、諮問機関の役割が狭まっている。提言での記述に戻すべき。
- ・ 作業管理委員会との役割分担について、どこかで記述が必要。

(7) JICAの環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加

① 基本的考え方

- ・ 提言では『対象プロジェクト』の情報公開となっている箇所（32頁19-21行目）が、JICA案（1.7 情報公開）では『協力事業』に置き換わっている。提言どおりに戻すべき。

④ 意見の聴取と反映

- ・ 提言における『意見の聴取と反映』は情報公開とステークホルダーとの協議を進めるうえでの基本的な考え方である。特に、『JICAは、協力事業の主要な段階で、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、必要に応じ、ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる。』についての記述は、JICA案（1.7 情報の公開）に残すべき。

(8) JICAの意思決定

- ・ 提言の『この場合において、…外務省に提言する』（34頁5-11行目）の記述は重要であり、JICA案「1.14 外務省への提言」においても残すべき。
- ・ さらに、提言の『ここで「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」…などが考えられる。』（34頁16-23行目）も、趣旨を明確にするためには残しておいてもよいのではないか。
- ・ 上述したように、外務省の意思決定とJICAの意思決定を区別するためにも表題は『JICAの意思決定』のままのほうがよいのではないか。

(10) ガイドラインの適用及び見直し

- ・ 提言の『協力事業実施の経験に基づいた環境社会配慮ガイドラインの運用上の課題や対応策（特に社会配慮やマスタープランに関連して）を調査研究し、本ガイドラインの見直しに反映させる。』（35頁7-9行目）の記述はJICA案（1.16 ガイドラインの適用と見直し）において残すべき。

Ⅲ. 環境社会配慮支援・確認の手続

1. プロジェクトの要請確認段階

- ・ 提言の『また、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された協力事業については、…情報公開を行う。』（35頁下から6-2行目）に記載された情報公開は、JICA案「2.1プロジェクトの要請確認段階」の情報公開において削除されている。JICAから外務省への提言についての情報公開は、JICA案（2.1 プロジェクトの要請確認段階）に残すべき。
- ・ JICAの意思決定のプロセスがすべて省略され、外務省への提言のみになっている。上述の理由により、JICAの意思決定の記述を残すべき。

2-1. 事前調査段階

- ・ 提言の『ステークホルダーからの情報・意見の聞き取り』と『情報公開を行った上でステークホルダーとの協議』（36ページ12-13行目）は『聞き取り』と『協議』という2つの異なる活動であり、JICA案（2.2.1 事前調査段階）において『協議』の記述が削除されている。『協議』の記述を残すべき。JICA案のすべての事前調査段階の記述において、この点について修正すべき。

2-3. 本格調査段階

- ・ 提言の『戦略アセスメントの考え方を踏まえたものとする』（37頁12-13行目）が、JICA案（2.2.3 本格調査段階）では「戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する」と表現が弱められている。提言の表現に戻すべき。

以上